

議 事 順 序 (案)

第 3 7 4 回 定 例 会
第 8 日 (3 月 4 日)

1 開 議 宣 告

2 議案一括上程

令和 7 年度関係

第 1 5 1 号議案ないし第 1 9 1 号議案

報第 3 号ないし報第 5 号

(1) 委員会審査報告

① 文書報告

総務、健康福祉、産業労働、農政環境、建設、文教、警察の
各常任委員会委員長

(2) 委員長報告に対する質疑 (終局)

(3) 討 論

小 西 ひろのり 議員 (反対)

庄 本 えつこ 議員 (反対)

(4) 表 決 (採決方法別紙のとおり)

3 休 会 議 決

3 月 5 日 から 1 9 日 まで 委 員 会 審 査 の た め (簡 易 採 決)

4 日 程 通 告

次の本会議は 3 月 2 3 日 (月) 午前 1 1 時再開

5 散 会 宣 告

本日議決予定の議案（議決順）

第 3 7 4 回 定 例 会

令 和 8 年 3 月 4 日

（2月20日及び27日に提出された議案）

1 起立採決

（令和7年度関係）

第151号議案 令和7年度兵庫県一般会計補正予算（第8号）

2 起立採決

（令和7年度関係）

第152号議案 令和7年度兵庫県県有環境林等特別会計補正予算（第1号）

第157号議案 令和7年度兵庫県庁用自動車管理特別会計補正予算（第1号）

第169号議案 令和7年度兵庫県地域整備事業会計補正予算（第2号）

第176号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

第179号議案 第5次兵庫県男女共同参画計画の策定

第181号議案 ひょうご農林水産ビジョン2035の策定

第182号議案 国土利用計画（兵庫県計画）の改定

3 簡易採決

（令和7年度関係）

第153号議案 令和7年度兵庫県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

第154号議案 令和7年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計補正予算
（第1号）

第155号議案 令和7年度兵庫県営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

第156号議案 令和7年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計補正予算
（第1号）

第158号議案 令和7年度兵庫県公債費特別会計補正予算（第1号）

第159号議案 令和7年度兵庫県自治振興助成事業特別会計補正予算（第1号）

第160号議案 令和7年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

第161号議案 令和7年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計補正予算（第1号）

- 第162号議案 令和7年度兵庫県農林水産資金特別会計補正予算（第2号）
- 第163号議案 令和7年度兵庫県地方消費税清算特別会計補正予算（第1号）
- 第164号議案 令和7年度兵庫県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第165号議案 令和7年度兵庫県病院事業会計補正予算（第2号）
- 第166号議案 令和7年度兵庫県水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
- 第167号議案 令和7年度兵庫県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 第168号議案 令和7年度兵庫県水源開発事業会計補正予算（第1号）
- 第170号議案 令和7年度兵庫県企業資産運用事業会計補正予算（第2号）
- 第171号議案 令和7年度兵庫県地域創生整備事業会計補正予算（第2号）
- 第172号議案 令和7年度兵庫県流域下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第173号議案 森林経営管理基金条例
- 第174号議案 安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例
- 第175号議案 公立学校教職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例
- 第177号議案 第2期兵庫県スポーツ推進計画の改定
- 第178号議案 第4期芸術文化振興ビジョンの策定
- 第180号議案 少子高齢社会福祉ビジョンの廃止
- 第183号議案 県道路線の変更（正法寺三木停車場線）
- 第184号議案 県道路線の変更（東古瀬穂積線）
- 第185号議案 特定調停及び債権の放棄
- 第186号議案 一般国道178号浜坂道路Ⅱ期諸寄高架橋（仮称）上部工事請負契約の変更
- 第187号議案 二級河川新川水系新川 新川・東川統合排水機場本体工事（下部工）請負契約の変更
- 第188号議案 一級河川揖保川水系引原川引原ダム 引原ダム再生建設工事請負契約の変更
- 第189号議案 兵庫県立いなみ野特別支援学校本館棟外建築工事請負契約の変更
- 第190号議案 兵庫県衛星通信ネットワーク端末局第3世代化整備業務委託契約の締結
- 第191号議案 財政基金条例の一部を改正する条例
- 報 第 3 号 令和7年度兵庫県一般会計補正予算（第5号）
- 報 第 4 号 令和7年度兵庫県一般会計補正予算（第6号）
- 報 第 5 号 令和7年度兵庫県一般会計補正予算（第7号）

第 3 7 4 回定例兵庫県議会
議事日程（第 8 号）

令和 8 年 3 月 4 日
午前 1 1 時開議

第 1 （令和 7 年度関係）

第 1 5 1 号議案ないし第 1 9 1 号議案

報第 3 号ないし報第 5 号

委員長報告

討 論

表 決

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(自由民主党、公明党、ひょうご県民連合 案)

1 改正の理由

本県の厳しい財政状況等に鑑み、議員報酬の減額措置について、任期満了日まで延長するため所要の整備を行う。

2 改正の内容

令和8年4月1日から令和9年4月29日までの間に支給する議員報酬月額並びに議長及び副議長の役員加算額について、次のとおり減額する（附則第15項関係）。

(減額措置の内容)

ア 議員報酬月額 880,000円 → 840,000円 (▲40,000円)

イ 役員加算額

・議長 200,000円 → 159,600円 (▲40,400円)

・副議長 105,000円 → 83,500円 (▲21,500円)

なお、第4条第3項（期末手当基礎額）については対象としない。

3 施行期日

令和8年4月1日

現 行
<p data-bbox="272 264 373 297">附 則</p> <p data-bbox="185 311 384 344">1～14 (略)</p> <p data-bbox="229 353 544 387">(議員報酬月額の特例)</p> <p data-bbox="177 400 1437 618">15 令和5年6月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「840,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。</p>
改 正 案
<p data-bbox="272 723 373 757">附 則</p> <p data-bbox="185 770 384 804">1～14 (略)</p> <p data-bbox="229 813 544 846">(議員報酬月額の特例)</p> <p data-bbox="177 860 1437 1077">15 令和5年6月1日から<u>令和9年4月29日</u>までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「840,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。</p>

議員提出第 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年 月 日提出

兵庫県議会議員	谷	口	俊	介
同	奥	谷	謙	一
同	吉	岡	たけし	
同	松	本	裕	一
同	越	田	浩	矢
同	島	山	清	史
同	上	野	英	一
同	北	上	あきひと	

兵庫県条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和8年3月31日」を「令和9年4月29日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

本県の厳しい財政状況等に鑑み、議会の議員の議員報酬について、引き続き減額するため所要の整備を行う。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(維新の会 案)

1 改正の理由

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く厳しい財政状況に鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新たな財源を確保し、物価高騰等の影響に対する経済対策、教育への投資、次世代産業や地域活力の創出等、今後の本県の発展に資する施策を着実に実行していくため、一層踏み込んで議員報酬を削減することとし、所要の整備を行う。

2 改正の内容

令和8年4月1日から令和9年4月29日までの間に支給する議員報酬月額並びに議長及び副議長の役員加算額について、次のとおり減額する（附則第16項関係）。

(減額措置の内容)

- ア 議員報酬月額 880,000円 → 748,000円 (▲132,000円)
- イ 役員加算額
 - ・議長 200,000円 → 159,600円 (▲40,400円)
 - ・副議長 105,000円 → 83,500円 (▲21,500円)

なお、第4条第3項（期末手当基礎額）については対象としない。

3 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例)

現 行	
附 則	
1～14 (略)	
<u> (議員報酬月額の特例) </u>	
<u>15 (略)</u>	
改 正 案	
附 則	
1～14 (略)	
<u> (議員報酬月額の特例) </u>	
<u>15 (略)</u>	
<u>16 令和8年4月1日から令和9年4月29日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「748,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。</u>	

議員提出第 号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年 月 日提出

兵庫県議会議員	門	隆	志
同	佐藤	良	憲
同	飯島	義	雄
同	住本	陽	子
同	斉藤	なおひろ	
同	北村		智
同	脇田	のりかず	
同	大原	隼	人
同	高橋	みつひろ	
同	青山		暁
同	大矢	卓	志
同	なかい	隆	晃
同	さかた	たかのり	
同	鏑木	良	子
同	中村	大	輔
同	別府	けんいち	

兵庫県条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第15項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(議員報酬月額の特例)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

16 令和8年4月1日から令和9年4月29日までの間における第2条の規定の適用については、同条第1項中「880,000円」とあるのは「748,000円」と、同条第2項第1号中「200,000円」とあるのは「159,600円」と、同項第2号中「105,000円」とあるのは「83,500円」とする。ただし、第4条第3項の規定の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

阪神・淡路大震災の復旧復興から続く厳しい財政状況に鑑み、議員自らが身を切る改革を実践することによって新たな財源を確保し、物価高騰等の影響に対する経済対策、教育への投資、次世代産業や地域活力の創出等、今後の本県の発展に資する施策を着実に実行していくため、一層踏み込んで議員報酬を削減することとし、所要の整備を行う。

県議会の権限に属する事項中知事の専決処分事項の追加指定について

1 指定の理由

議会の議決を経た工事又は製造の請負契約に係る契約金額の軽易な変更について、県民の安全・安心の基盤となるインフラ整備に係る迅速な工事等の施工、さらには工事完了による効果の早期発現を図るため、知事の専決処分事項として指定を行う。

2 専決処分事項の内容

議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該議決に係る契約金額をその1割を超えない範囲内で変更すること。

ただし、当該議決に係る契約金額と当該変更後の契約金額の差が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年兵庫県条例第9号）第2条の金額（5億円）以上の場合はこの限りでない。

議員提出第 号議案

県議会の権限に属する事項中知事の専決処分事項指定の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、
県議会の権限に属する事項のうち、知事において専決処分することができる事項を次のように指定する。

令和8年 月 日提出

県議会の権限に属する事項中知事の専決処分事項

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、
県議会の権限に属する事項のうち、知事において専決処分することができる事項を次のように指定する。

議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、当該議決に係る契約金額をその1割を超えない範囲内で変更すること。ただし、当該議決に係る契約金額と当該変更後の契約金額の差が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年兵庫県条例第9号)第2条の金額以上の場合はこの限りでない。

(提案理由)

県民の安全・安心の基盤となるインフラ整備に係る迅速な工事等の施工、さらには工事完了による効果の早期発現を図るため、議会の議決を経た工事又は製造の請負契約に係る契約金額の軽易な変更について、知事において行うことを認めようとするものである。

新議会棟整備協議会設置要綱（案）

1 設置の目的

議場及び議会諸室を含む新議会棟整備に関する調査、検討を行う。

2 協議会の性格

地方自治法第100条第12項の規定に基づく協議又は調整を行うための協議会とする。

3 協議会の名称

新議会棟整備協議会

4 委員の構成

議長、副議長及び議会運営委員会の委員長、副委員長並びに議長が指名する会派の議員（各会派1名。ただし、第1会派については2名）。

5 会長及び副会長

- (1) 協議会に会長及び副会長1名を置く。
- (2) 会長は議長を、副会長は副議長をもって充てる。

6 招集権者

協議会は、会長が招集する。

7 調査事件

議場及び議会諸室を含む新議会棟整備に関する事項

8 協議会の設置期間

設置日から調査完了まで

9 調査経費

兵庫県一般会計歳出予算中

（款） 議 会 費

（項） 議 会 費

（目） 議 会 費

（事項） 委員会運営費

のうち議長が定める額